

告 示

埼玉県告示第九百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和七年十二月五日

埼玉県知事 大野元裕

一 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提 出 期 限	
			申 請	電子申請の場合 書類提出
第一種銃猟、 第二種銃猟	令和八年 三月十五 日（日）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和八年 二月九日 (月)	令和八年 二月十一 日（木）
			令和八年 二月十八 日（水）	令和八年 二月十九 日（水）

二 受験資格

試験当日において、次のイからハまでに該当する者

イ 県内に住所を有する者

ロ 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

ハ 狩猟免許試験の受験を禁止されていない者

三 受験案内の入手方法

令和七年十一月八日（月）より、埼玉県みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）からダウンロードするほか、各環境管理事務所で入手する。又、

四 申請方法

イ インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、受験案内で指定する書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に提出する。又、

ロ 持参による場合

受験案内で指定する狩猟免許申請書その他の書類を、受験者の住所地を管轄

する環境管理事務所に持参すること。

五 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 試験の方法

イ 試験は、次に掲げる科目について行う。

科 目	区 分	適性試験	知識試験
		視力 聴力 運動能力	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 鳥具 鳥獸 鳥獸の保護及び管理

ロ 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

ハ 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獸並びに鳥獸の保護及び管理に係るものを免除する。

七 狩猟免許申請書の入手方法

狩猟免許申請書は、令和七年十二月八日（月）から受験案内で指定する方法により入手すること。

八 その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。